

(案)

資料 2

第3期

川崎市 DV 防止・被害者支援基本計画

(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

川崎市

令和2(2020)年3月

本計画における用語の使用について

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という言葉は、直訳すると「家庭内暴力」となりますが、本計画では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。

また、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者」を「配偶者等」と記載しています。

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
（1）国の動き	1
（2）川崎市の状況	1
2 現状	3
（1）配偶者等暴力に関する被害の状況	3
（2）相談の状況	5
（3）一時保護の状況	8
（4）自立支援の状況	8
（5）DV・デートDVの認知度及びその防止に向け必要な対策（市民意識）	9
3 第2期基本計画の取組状況と課題	12
（1）これまでの主な取組状況	12
（2）課題	12
第2章 計画の基本的な考え方	15
1 計画推進の視点	15
2 計画の基本目標	15
3 計画の位置付け	15
4 計画期間	16
5 計画の体系	17
第3章 施策の展開	18
基本目標Ⅰ DV被害者の安全確保と支援体制の充実	18
施策目標1 被害者支援体制の充実	18
施策目標2 早期発見に向けた連携	19
施策目標3 相談体制の充実	20
施策目標4 一時保護支援と被害者の安全確保	22
施策目標5 外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティの人々への支援	24
施策目標6 被害者支援を担う関係者の人材育成の充実	25
基本目標Ⅱ DV被害者の自立支援の促進	26
施策目標7 被害者の自立支援	26
施策目標8 子どもの健やかな成長への支援	29
基本目標Ⅲ DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力	30
施策目標9 関係機関・民間団体相互の連携	30
施策目標10 民間団体との連携・協力の促進	31
基本目標Ⅳ DVを許さない社会づくりの推進	32
施策目標11 DVに対する理解を深めるための普及啓発や教育の充実	32
施策目標12 DV防止に向けた調査研究等	34
第4章 計画の推進と数値目標	35
1 推進体制	35
（1）川崎市男女平等推進審議会	35
（2）川崎市DV被害者支援対策推進会議	35
（3）民間団体との連携	35
（4）神奈川県との連携	35
2 被害者支援の体系	36
3 計画の進行管理	37
4 数値目標	37
参考資料	39
1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	40
2 男女平等かわさき条例	53
3 川崎市男女平等推進審議会規則	56
4 川崎市DV被害者支援対策推進会議要綱	57
5 計画策定の経過	60